

議案第12号

東久留米市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月28日提出

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市介護保険条例の一部を改正する条例

東久留米市介護保険条例（平成12年東久留米市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「31,800円」を「29,700円」に改め、同項第2号中「42,400円」を「38,900円」に改め、同項第3号中「49,500円」を「46,300円」に改め、同項第8号中「91,300円」を「98,700円」に改め、同項第9号中「111,100円」を「115,700円」に改め、同号ア中「400万円未満」を「420万円未満」に改め、同項第10号中「114,600円」を「124,600円」に改め、同号ア中「400万円以上500万円未満」を「420万円以上520万円未満」に改め、同項第11号中「132,300円」を「140,500円」に改め、同号ア中「500万円以上600万円未満」を「520万円以上620万円未満」に改め、同項第12号中「133,800円」を「148,300円」に改め、同号ア中「600万円以上700万円未満」を「620万円以上720万円未満」に改め、同項第13号中「140,800円」を「151,000円」に改め、同号ア中「700万円以上」を「720万円以上」に改め、同項第14号中「151,500円」を「162,400円」に改め、同項第15号中「154,300円」を「165,500円」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

第11条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第9条及び第11条第3項の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、同計画期間（令和6年度から令和8年度まで）における財政の均衡を図るため、同期間中の介護保険給付等に要する第1号保険料等を改正する必要がある。